

任意団体 ココロにたねまき 会則

(名称)

第1条 この会は、ココロに種を撒く活動（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、横浜市港北区菊名3-3-3に置く。

(目的)

第3条 本会は、常時活動として、フードバンク活動、子供心を刺激する体験を提供する活動を、災害時活動として被災地支援を行うことにより、地域の子供達に寄り添い、未来に希望を持ちながら健全に成長できる環境の提供を目的とし、令和元年9月9日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) フードバンク活動を通じ、ひとり親世帯の子供達を支援する
- (2) フードバンク活動を通じ、支援が必要な子供達が所属する団体等を支援する
- (3) 自然体験等、非日常を提供し得る活動を企画・引率し、未来を創る創造力を育む体験を提供する
- (4) 有事の際には、一都三県を中心とする被災地の災害復興・被災地支援
- (5) その他、目的の達成に必要な活動

(事業報告書及び決算)

第5条 毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成する。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

以上